

第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

○ 日 時 令和3年8月31日(火) 14:30~15:30

○ 場 所 議会棟4階 全員協議会室

○ 出席者

【委員】

渡邊 博子 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、長崎 浩介 委員、
荒金 一義 委員、増田 真由美 委員、平本 泉 委員、
三井 睦子 委員、葛西 満里子 委員、寺尾 康子 委員、
二宮 博 委員、帆秋 誠悟 委員、伊藤 英樹 委員、
佐藤 善信 委員、齊藤 修造 委員 (計14名)

【事務局】

企画部審議監 広瀬 正具、企画部次長兼企画課長 小野 晃正、
企画課参事 児玉 直子、企画課公共施設マネジメント推進室長 後藤 応寿、
企画課行政改革推進室長 山口 大介、企画課広域連携推進室長 明石 雅彦、
企画課主査 高橋 和志、企画課主任 深見 千尋

【傍聴者】

なし

○ 次 第

(1) 成果・課題・今後の方向性を踏まえた各条の検討

- ・前文
- ・第1章 総則(第1条、第2条)
- ・第2章 基本理念及び基本原則(第3条、第4条)
- ・第3章 市民、議会及び市長等の役割等(第5条~第10条)
- ・第4章 行政運営(第11条~第21条)

(2) その他

< 第2回 検討委員会 >

開会 事務局	<p>皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまより、第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、有吉委員、山崎委員から都合により欠席とのご連絡を頂いておりますので、ご報告いたします。また、柳澤委員は都合により遅れているようでございます。</p> <p>それでは、これより、議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、渡邊委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>今回から本格的に条文の検討に入ります。前回の第1回検討委員会で示された「条例の検証にあたっての視点」に基づき、条文の追加・改正・削除の必要性について検討していきたいと思えます。</p> <p>まずは、各条文及びその規定に基づくこれまでの行政の取組について事務局から説明を受けた後に、条例の規定を見直すべきかどうか議論してまいります。議論はおおよそ5条ずつに分けて行っていきたいと思えます。</p> <p>それでは、まず「前文」「第1章」「第2章」の第1条から第4条について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>まず資料の確認をさせていただきます。</p> <p>1枚目は次第になっております。2枚目は委員名簿、3枚目は配席図、4枚目に、まちづくり自治基本条例の規定に基づく取組を一覧としてまとめたものを付けております。これは、第1回でお配りした「逐条解説と規定に基づく取組」でお示ししている取組を一覧として記載したものです。こちらが12頁までございます。次が、前回の委員会でお配りしました検証にあたっての視点と進め方をまたお配りしております。次が、大分市地域まちづくりビジョンの概要の資料を付けております。こちらの方が第22条と第24条の参考資料となっておりますので、ご覧になっていただきたいです。</p> <p>めくっていただきまして、次が大分都市広域圏についての概要及び主な事業実績の資料になります。こちらは第30条の参考資料でございます。</p> <p>次に付けておりますのが、おおいた創造ビジョン2024第2次基本計画概要版となっております。こちらが第11条の参考資料でございます。</p> <p>最後にパブリックコメント実施状況を付けております。こちらが第14条の参考資料でございます。</p> <p>皆さまお手元に資料ございますでしょうか。</p> <p>それでは、大分市まちづくり自治基本条例について、行政として進めてきた</p>

条文に基づく取組とその成果・課題・今後の方向性を、前回お配りした資料4「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について(逐条解説と規定に基づく取組)」に沿ってご説明させていただきます。

なお、第1条から第10条までにつきましては前回ご説明いたしましたので、本日はポイントを絞って説明させていただきます。

資料4 令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の規定と検討についての3頁をお開きください。

条例の「前文」でございます。

「前文」は、この条例を制定する意義を市民が決意表明を行う形で記しています。当時の検討の経緯をご説明いたしますと、当時の検討委員それぞれで文案を作成して持ち寄り、さまざまな意見を出し合いながら練り上げた文章となっております。

スタイルとしては、簡潔に短く、市民が作る条例であることから、主語は「わたしたち大分市民」、中学生が理解できるような文章、4段落構成とし、第1段落は「大分市民のふるさと大分市への思い」、第2段落は「大分市の優れた点」、第3段落は「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」、第4段落は「市民が条例を作るという決意」のコンセプトで作成をしていった経過があります。

5頁をお開きください。

「第1章 総則」では、この条例の目的及びこの条例で使用する用語の定義を定めています。

第1条目的でございますが、市民主体による自治の実現を図ることを定めています。この「市民が主体である」というのがこの条例の根底にある考え方となっております。

6頁をお開きください。

第2条(定義)でございます。この条例における「市民」の定義として、(1)市内に住所を有する者、(2)市内に通勤し、又は通学する者、(3)市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体を定義しております。

8頁をお開きください。

「第2章 基本理念及び基本原則」では、この条例の中で重要な項目として、自治の基本理念と自治を進める上での基本原則を定めています。

第3条では、自治の基本理念となるまちづくりの姿を掲げています。

10頁をお開きください。

第4条では、「基本原則」として(1)市民総参加の原則、(2)情報共有の原則、(3)協働の原則の3つを掲げております。

前文から第4条までの説明は以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。

「前文」「第1章」「第2章」の1条から4条までについてご説明いただきましたが、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

小さいことでも結構ですが、何かございましたら。

いかかでしょうか。

委員	<p>今の段階ではですね、これ以上見直すほどの社会情勢の変化はないのではと感じております。これからは条例の理念をどれだけ具体化していくかというフェーズに入っていると思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>私の方からちょっとお伺いしたいのですが、第1回のときに議論した自治基本条例の認知度・浸透度についてなんですが、それに対する委員からの意見はどこに入るのでしょうか。条文ではそこを指摘するようなところはあまりなかったように思うのですか。条例の中では市民が主体と謳い、市民が自ら中心となってやっていくと謳っている以上は、やはり大分市民全員がほぼ知っておくべき自治の中の憲法だと思うのですが、それはどういう位置づけられていますでしょうか。</p>
事務局	<p>特に条例そのものの周知活動を示したものは無いのですが、第4条第2号として情報共有の原則がございますので、ここが関連する部分だと思っております。その第4条を具体的に実現させるものが第17条の情報公開に関する取組という形になっております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>認知度を高めていきたいということについて、全体的な中で何か提言が出来ればいいなと思っております。</p> <p>それでは、次に、第3章「市民、議会及び市長等の役割等」について事務局からご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、11頁をお開きください。</p> <p>第3章 市民、議会及び市長等の役割等」では、市民の権利や責務、議会、市長等の基本的役割と責務について定めています。</p> <p>「第1節 市民」では、第5条で「市民の権利」を定めています。本市における自治やまちづくりの主体である市民が本来的に有している基本的人権を含めた権利のうち、自治やまちづくりへの参画といった面での権利にスポットを当てて規定しています。</p> <p>13頁をお開きください。</p> <p>第6条として「市民の責務」を定めています。第6条は、第3条に謳っている「市民主体によるまちづくり」の理念うち、市民の権利に対応して市民が負うべき責務について具体的に規定するものであり、自治やまちづくりに関わる市民の主体性をより一層明確にするための規定です。</p> <p>15頁をお開きください。</p> <p>「第2節 議会」では、議会の基本的役割と責務を定めています。</p> <p>議会の活動原則その他の基本的事項については、平成21年に施行された「大分市議会基本条例」に定められておりますが、第7条議会の基本的役割と責務では、「大分市議会基本条例」に謳われている内容のうち特に重要な事柄を抽出したものでございます。</p> <p>16頁ご覧ください。</p>

	<p>「第3節 市長等」では、第8条で「市長等の基本的役割と責務」を定めています。市長等の役割のうち特に重要と考えられるものをここで規定しています。</p> <p>18頁をお開きください。</p> <p>第9条では「市長の基本的役割と責務」を定めています。第9条は、第8条で規定する市長等の基本的役割と責務とは別に、特に市長に係る基本的役割と責務について述べています。</p> <p>19頁をお開きください。</p> <p>第10条では「職員の責務」を定めています。市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を述べています。</p> <p>第5条から第10条までの説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、第3章「市民、議会及び市長等の役割等」につきまして、皆さまからご質問・ご意見がございましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>1点お尋ねしたいですけれども、第9条の市長の役割でありますとか、第10条の職員の責務に関するところで、この条例の理念について市役所の各職員に十分な認識を持っていただきたいところと思うのですが、これに関して、職員の間で条例の理念を普及するための機会とか、研修とか何か具体的な取組はされているのでしょうか。内容、取組があれば教えてください。</p>
<p>委員長</p>	<p>お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この自治基本条例については、皆さんにお配りしたようにパンフレットを作成しております。そういったものを職員に配布するほかに、市報等でもご案内して、市民の方にもご覧いただけるようにしております。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足をさせていただきます。</p> <p>この自治基本条例に記載されている内容の大部分は、公務員に関連する法律に記載されている部分でもございますので、職員に関しても、毎年行っている職員研修等で、しっかりと周知しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>例年研修等で取り組まれているとのことですが、通常の研修に加えて、例えば、若手職員に対する重点的な研修でありますとか、あるいは一方的に聞くのではなくてワークショップ形式で行う等、より掘り下げた取組があれば、もっと効果的に職員の間で認識の共有が進むと思いますので、そういったこともご検討いただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかかでしょうか。</p>

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>大分市の色々な事業の中には、若手に集まってもらって、これからの市政を担う意味で様々な研修等を行っています。その中ではワークショップ等も活用しております。今回ご意見をいただいた件については、職員がしっかり研鑽に努められるよう、しっかりと取り組んで行きたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員長	<p>それでは、運用に関して、いろんな手段を持って研修などにあたってくださいという提言にしたいと思います。</p> <p>それでは次に、私の方から質問させてください。第5条第3項で、子どもの年齢に応じたまちづくりの参画とありますが、何か具体的に子どもの年齢に応じた活動を促すための方法や、あるいは実際の取組事例がありましたら教えていただけるとありがたいです。</p>
事務局	<p>まちづくりに関しては、大人はもちろん子どもも参画していただくように条文に謳っているところですが、例えば、自治会や子ども会などで、子どもも参加したお祭りを開催していただいていると聞いております。</p> <p>それから清掃に関しまして、子どもたちが学校単位で廃品回収をして、集めたものを地域に還元していくといった取組を聞いております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、何か新しいこういう方法があるよとか、あるいは自治会などであまり機能していない地域での子どもの参加みたいなものは事例として集められておるでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、今ですね、各自治会の方でまちづくり協議会を順次作っていただいております。荒金委員がお詳しいと思いますが、この協議会の中で子どもも一緒に取組を進めてくださっていることを聞いております。</p>
委員長	<p>分かりました。</p> <p>何かございますか。</p>
委員	<p>この文が抽象的な書き方で、地域の温度差があるだろうと思うのですが、自治会、それからPTA、学校、色々な人が力を合わせて、その地域の特色や文化のために行事等の取組を進めていると思います。</p> <p>そして次は僕の方から質問なのですが、このあたりの条文は修正等しなくてもよいのではないかと思います。ただ一つ気になったのが、第6条のところで「まちづくり積極的に参画」とありますが、どうも「積極的」という文言が気になると思います。まちづくりへの気持ちは分かるのですが、「強制的」に捉えられないか心配になります。他は意味とするところは分かっておりますから大丈</p>

	夫です。ただ、この「積極的」という部分だけちょっと気になりましたので、発言させていただきました。
委員長	ありがとうございます。 条文のご指摘なので、「積極的」に関してはどうでしょうか。 どうですかね。何かご意見ございましたら。
委員	私は強気でイケイケ、ドンドンの方だからこれでよいと思います。一般的な考え方は、顔が違う通り、考え方の違う人がいますから。
委員長	はい、多様性のところだと思います。時代が変わってきて、この文言でいいのか。何かありますか。 このまま進めてよろしいですか。「積極的」の主体は市民ですよ。積極的の方がいいですよ。
委員	すいません、私は当初のこの文章を作るときから携わっていたので、何となくこの文章を見ながら逆に懐かしさも覚えております。「積極的」について、どういう取り方をされるかまた人それぞれだと思いますので、その当時はこれでよいというのが皆さんの意見でございました。
委員	僕も了承した側です。
委員長	とてもいいと思うのですが、時代に応じてこれでいいですか。別に文言を変えるのではなくて付け加えることがあれば。 では、今発言がございましたように、色々な価値観を持った人がいるということをごどこかで強調してもらうことにしましょうか。 いいですか。荒金委員いかがでしょうか。
委員	はい、そうですね。よいと思います。
委員長	では、こちらからの提言という1つで、やはり価値観の多様化というのが根本に流れているところだと思いますので、委員会の中では、それが改めてご提示されるような意向があったことお伝えする形でよろしいですか。
委員	ありがとうございます。
委員長	他には何かございますか。それでは、一旦ここで区切らせていただきます。 それでは、続きまして、第4章「行政運営」のうち、第11条から第15条につきまして、事務局からご説明お願いいたします。
事務局	それでは20頁をお開きください。 「第4章 行政運営」では、第11条の「総合計画」から第21条「行政組織の編成」まで、計画的に業務を行うための総合計画や健全な財政運営、行政

評価や情報公開など市民に開かれた行政運営の仕組み等を定めています。

第11条は、「総合計画」について、でございます。

本日お配りいたしました「おおいた創造ビジョン 2024 第2次基本計画」概要版8頁をご覧ください。

総合計画とありますが、「大分市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市政運営の基本指針として定める計画で」でございます。「大分市には様々な行政計画がありますが、総合計画は最上位計画であり、大分市の行政運営は全て総合計画に沿って進められ」ております。

中段右側の図に示めされておりますように、総合計画は、「基本構想」「基本計画」によって構成されています。

基本構想は、本市のまちづくりの最も基本的な指針として、これから本市がめざすまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものであり、基本計画は、基本構想を実現するための具体的な政策・施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにするものでございます。こちらの基本計画を令和元年度に策定したところでございます。

概要版の4頁をお開きください。

「この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとし」ております。

基本的な政策の体系といたしまして、「基本構想に掲げた6つの基本的な政策を進めるため、以下の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開し」ており、計画期間は2020年度から2024年度までとなっております。

資料4、21頁にお戻りください。

「第11条（総合計画）に関する取組成果の検証」「進捗内容」に記載しておりますとおり、総合計画基本計画が目標年度を迎えたことから、令和6年度を目標年度とする第2次基本計画を策定したところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、市民のみなさまからご意見をいただき、議会の議決を経て第2次基本計画を策定し、外部有識者からなる「大分市行政評価・行政改革推進委員会」においても、施策目標の達成度等に対する意見を聴くことで進捗管理を適切に行っているところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、各種目標の達成に向け、行政評価を通じた評価検証を行ってまいりたいと考えております。

22頁をご覧ください。

第12条は「財政運営」について、でございます。

このことから、市長等は、短期的な収支のバランスや効率性のみを考えるのではなく、中長期的な視点で健全な財政運営を確保するよう努めなければならないことを定めています。

「第12条（財政運営）に関する取組成果の検証」「進捗内容」に記載しておりますとおり、毎年度、向こう5年間の財政収支の見通しを試算しており、これを踏まえた上、中長期的な視点に立った予算編成を行い、安定した財政運営に努めてきたところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、財政収支の中期見通しなど、財務状況等をより正確に把握する中、限られた財源を効率的・効果的に活用し、健全な財政運営に努めてきたところでございます。「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、引き続き行政改革など財政健全化に向けた取組を推進し、将来にわたって質の高い行政サービスが提供できるよう持続可能で安定的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

23頁をお開きください。

第13条は「政策法務」について、でございます。

昨今の地方分権・地域主権改革の流れの中で、地方に関することはそれぞれの地方において主体的に判断されるべきであるということを前提として、市長等は、主体的な政策判断に基づく条例、規則等の整備を行うことなどを規定しています。

「第13条（政策法務）に関する取組成果の検証」「進捗内容」の3項目目に記載しております。議員提案で成立しました「大分市健康づくり推進条例や24頁の2項目目に記載しております「祝祭の広場条例などの、本市独自条例を制定するとともに、23頁2項目目に記載しておりますとおり、「大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例など、本市独自の基準等を条例で規定してきたところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、市民生活に密接に関わる福祉・保健・保育、産業振興、まちづくり等に関して、本市独自の条例制定を行いながら必要な政策を着実に実行してきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も、市政の課題に対応した政策を実行するため、まちづくり自治基本条例に基づき、本市の実情や特性に応じて、主体的な政策判断に基づく条例、規則等の整備を行ってまいりたいと考えております。

25頁をお開きください。

第14条は「条例の制定等の手続」について、でございます。

市政を行う際に必要となる条例を立案するときに、市民が参画できる場を設け、又は市民の意見を聴取し、その意見を反映させるように努めなければならないことを規定しています。

本日お配りいたしました「パブリックコメント実施状況」をご覧ください。

平成29年度から令和2年度までのパブリックコメントの件数、応募者数、意見数を記載しております。

資料4、25頁にお戻りください。

「第14条（条例の制定等の手続）に関する取組成果の検証」「進捗内容」に記載しておりますとおり、これまでも市民意見公募手続（パブリックコメント）や各種検討委員会等での審議を実施してまいりました。

27頁をお開きください。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、条例の制定や各種計画の策定等にあたっては、外部検討委員会などの市民参画組織の設置やパブリックコメント手続きを行い、各界各層の市民の意見を適切に反映してきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も、条例の制定等、行政運営に係る重要な政策の立案等を行う際には、広く市民の意見を聴くため、市民参画組織の設置やパブリックコメント等を行ってまいりたいとと

	<p>でございます。</p> <p>28頁をご覧ください。</p> <p>第15条は「行政評価」について、でございます。</p> <p>効率的かつ効果的に行政運営を行うために、行政評価を行うことを述べています。</p> <p>29頁をお開きください。</p> <p>第15条（行政評価）に関する取組成果の検証「進捗内容」1項目目に記載しておりますとおり、この規定に基づき、毎年度、行政内の内部評価、さらには市民参画の外部行政評価委員会による外部評価を公開で行い、その評価結果を公表するとともに、次年度の予算に反映してまいりました。また、2項目目に記載しておりますとおり、上下水道局においては、上下水道事業の主要指標と大分市上下水道事業経営戦略の取組項目の進捗状況を評価する経営診断を実施しているところであり、内部評価に対して、外部委員で構成する経営評価委員会からの外部評価を受けたうえで、その診断結果を市民に公表しております。</p> <p>成果・課題に記載しておりますがとおり、広範な視点からの意見を取り入れられるよう制度の充実に努めており、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、より効率的かつ効果的な行政運営を図るよう取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>第11条から第15条までの説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明にありました第4章の第15条までについてのご意見、ご質問等がございますでしょうか。</p>
委員	<p>条文に関しては、特に今の段階で見直す必要がないと私は思いましたが、1点教えていただければと思います。パブリックコメントの手続について、第4条に規定があるのですが、実際どういうケースでパブリックコメントを行うのかといった基準のようなものは決められているのでしょうか。</p>
委員長	<p>お願いします。</p>
事務局	<p>パブリックコメント等につきましては、重要な条例等を定める場合には、パブリックコメントを実施するように定められております。大分市の広報広聴課におきまして要領等を定めまして実施しているところでございます。</p>
委員	<p>分かりました。結構です。</p>
委員長	<p>他にご意見ございますか。ご質問でも。</p> <p>第12条の財政運営のところですが、コロナ対策、感染症対策のことにに関して、中長期見通しは、こうした有事の状況を踏まえて考えられているということでしょうか。</p>

事務局	<p>財政課が、令和2年6月に中長期見通しということで、今後の財政運営の状況を公表しておりますが、このコロナ情勢で財政状況が非常に厳しくなっております。大分市の予算の計画としては、市長の政策的な判断が必要な事業については、まず企画課が査定いたしまして、その中で予算額全体をある程度考えながら絞り込みまして、その後に財政課で当初予算査定を行いまして、最終的に3月の議会で予算を上程させていただく形になっております。その中で勿論歳入の状況が大変厳しいというのは、どの部局にも知らせておりますので、そういったことを踏まえた上で予算を編成しているところでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 大変ご苦労だと思いますが、よろしく願いいたします。 いかがでしょうか。何かございますか。</p>
委員	<p>私も財政のことが少し気になっておりました。やっぱりコロナによって今まで想定外のことが起きているわけですから、実際大分市の財政の方がどうなのかなとやはり気になっておりました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 対応しないといけないところは、徹底的にさせていただいていると思うので、その後のフォローを行っていただければと思いますが、他にいかがでしょうか。 よろしいですかね。また、何かありましたら最後の方でも振り返っていただければと思いますので、一旦ここで切りたいと思います。 はい、それでは次に、第4章「行政運営」のうち、第16条から第21条までご説明事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、30頁をお開きください。 第16条は「行政手続」について、でございます。 行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、市が行う許可・認可等の行政処分、行政指導その他の行政手続を明らかにすることを規定しています。 「第16条（行政手続）に関する取組成果の検証」「進捗内容」に記載しておりますとおり、令和元年度、行政手続条例に基づき、祝祭の広場の利用の禁止又は制限の処分基準、行為の許可等の審査基準を定めたところでございます。 「成果・課題」に記載しておりますとおり、平成8年に施行された「大分市行政手続条例」に基づき、条例よりも詳細な処分基準・審査基準を定め、適正かつ円滑に事務の執行を行ってきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も社会情勢等の必要に応じて、適宜策定・改定を行い、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。 31頁をお開きください。 第17条は「情報公開」について、でございます。 市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を深めるために、市が保有する</p>

情報の公開をすることを規定しており、第4条の基本原則に定める「情報共有の原則」を実現させるための規定の一つです。

第17条（情報公開）に関する取組成果の検証「進捗内容」にあります記載しておりますとおり、毎年度、大分市情報公開条例に基づき、平成29年度677件、平成30年度605件、令和元年度530件、令和2年度484件合計2,296件の情報公開を行ってきたところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、平成16年に施行された「大分市情報公開条例」において、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を果たしてきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も大分市情報公開条例に基づき、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進してまいりたいと考えております。

32頁をご覧ください。

第18条は「個人情報の保護」について、でございます。

市が保有する個人情報が不適切に取り扱われることにより、権利利益が侵害されることがないように規定したものです。

「第18条（個人情報の保護）に関する取組成果の検証」「進捗内容」3項目目に記載しておりますとおり、毎年度業務上必要な情報セキュリティ研修を実施するとともに、33頁3項目目に記載しておりますとおり、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、緊急即応チームとして、大分市CSIRTを設置したところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、平成15年に施行された「大分市個人情報保護条例」において、個人情報の適正な取扱いに関し基本的事項を定め、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護してきましたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も本条に基づき、個人情報の適正な取り扱いや職員のセキュリティ意識・情報モラルの維持向上に努め、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護してまいりたいと考えております。

34頁をご覧ください。

第19条は「権利保護及び苦情対応」について、でございます。

行政運営に当たり市民の権利を保護しなければならないことや、市民からの苦情等の申立てに対する応答責任と迅速な対応について述べています。

「第19条（権利保護及び苦情対応）に関する取組成果の検証」「進捗内容」に記載しておりますとおり、これまでも本条に基づき、市民からの意見、要望、苦情に対する対応や市民相談を実施してまいりました。

35頁をお開きください。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、行政不服審査法による不服申し立てへの対応や、市民相談室に寄せられる市民からの意見等への適切な対応をするとともに、市民からの苦情等に関する応答責任を果たしてきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も、行政不服審査法に基づき市民の権利利益の救済を図るとともに、市民からの苦情等、様々な市民ニーズに的確に対応してまいりたいと考えております。

36頁をご覧ください。

第20条「危機管理体制の整備等」について、でございます。

市民の身体、生命、財産を守ることは、行政の大切な役割の一つであることから、ここでは、台風や地震などの自然災害を含めた緊急事態に備えるため、危機管理体制を整備するとともに、市民や関係団体等との連携・協力を図ることを定めています。

「第20条（危機管理体制の整備等）に関する取組成果の検証」「進捗内容」3項目目に記載しておりますとおり、毎年度地域の企業や団体と災害時応援協定を締結し、災害対応力の強化を図るとともに、37頁5項目目に記載しておりますとおり、職員や近隣の自主防災組織を対象とした「新型コロナウイルス感染症対策」を講じた避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各指定避難所へマスクや消毒液などの感染症対策物資を配備したところでございます。

成果・課題」に記載しておりますとおり、防災士の養成や各種計画の改訂、関係機関との協定締結、訓練の実施等により、危機管理体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関しては、庁内の体制整備を行い、市が一体となって各種取組を進めてきたところでございます。「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も引き続き、あらゆる場面を想定した危機管理を行い、市民の日常生活の安全を確保してまいりたいと考えております。

38頁をお開きください。

第21条は「行政組織の編成」について、でございます。

市民目線を第一に考えた機動的で効率的なサービスが提供できるよう、それぞれの担当部署が、互いに横断的な調整を図るべきことを規定しています。

第21条（行政組織の編成）に関する取組成果の検証」「進捗内容」1項目目に記載しておりますとおり、毎年度総合的かつ効率的な視点に立ち、常にその在り方を見直し、新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改革を行ったところございます。

「成果・課題」「評価及び今後の方向性」欄後段に記載のしておりますとおり、新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改革を行ったところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、時代の変化に柔軟に対応することができるよう機構改革や組織横断的なプロジェクトチーム等を設置し、市民サービスの向上を第一義とした、市民満足度の高い行政機能を発揮してまいりたいと考えております。

第16条から第21条までの説明は以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただ今のご説明、第4章の第16条から第21条までにつきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私の方からご質問させていただきます。

第20条のところの危機管理のところなのですが、文言はこれでいいですけど、実際先ほどから出ていますコロナ対応で、「新型コロナウイルス感染症対

	<p>策に伴い、住まいの確保が困難になった方に対して、一時的に使用できる市営住宅の改修を行った」というところですが、実際に行われたということで理解してよろしいですね。あと全般的にコロナ対応に関する危機管理体制が具体的にどう行われてきたかということをお簡単にいいので教えていただくとありがたいです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対しては、元々新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律がございます。国もその法律に則って、新型コロナウイルス感染症対策を行っております。本市におきましても、新型コロナウイルスの感染者が出るであろうということからですね、実は中国で陽性者が出たという時から庁内体制を作っております。新型コロナウイルス感染症に係る対策本部、本部長は佐藤市長で、本部員は各部長でございます。</p> <p>その下には、関係課長をメンバーとする幹事会を設置しております。その幹事会で迅速に情報共有や新たな対応の協議を行い、最終的には新型コロナウイルス感染症の対策本部会議で決定して業務に当たっております。</p> <p>当然学校関係の、例えば登校延期に関する事などは教育委員会でも決められますが、最終決定は対策本部の本部長である市長を中心として、今まで行ってきたところでございます。</p> <p>次に先ほど出ました市営住宅の話です。これは、当初感染者が爆発的に多くなった場合に備え、利用停止している市営住宅を急遽改修しまして、万が一ご家族で感染して、どうしても家族一緒に隔離されなきゃいけないという方のために、受け入れ出来る体制を取ったものです。</p> <p>今ところ幸いに、そういった事例が発生しておりませんが、想定されることはしっかりと対策本部会議内で議論して対応しているところでございます。以上でございます。</p>
事務局	
	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろんな状況を想定して取り組まれていること分かりました。なかなか感染者が減らないという状況の中で、やはり次が見えてこない、全ての生活もそうですし、学校もそうですし、教育も産業も本当に不安定の中、是非いろいろと頑張っていただければと思います。</p> <p>いかがですか、皆さんコロナ対応を含めてですね、何かご意見等ありましたら。</p>
委員長	
	<p>第20条の中に「災害等の緊急の事態に備え」とありますが、条例を作った時は今のようなコロナの現状というのは、全然思いもよらない事であって、これから先も気候変動を含めた、今は想定できないような大きな変動があるかもしれないということを踏まえれば、「災害等」と文言の中に収めてしまわないで、見えるように記載してはどうかと思います。例えば「感染症」といった文言を入れて、「災害や感染症等」という形にするとか。</p>
委員	
	<p>感染症という言葉。いずれにしても、こういう状況を踏まえて、言葉・文言を付け足したらどうかというお話ですが。</p>
委員長	

	<p>事務局いかがでしょうか。もし付け足すとしたら「感染症等」でしょうか。あるいは他の言葉がいいのか。</p>
事務局	<p>ここの条文のところで「感染症」が見えにくいとのことですが、コロナとの戦いが昨年度から本格化して今はまだまだところでございます。こういう状況を踏まえて、第20条のところで、意味合いを加えたらというご提言をいただくのであれば、新型コロナウイルスとダイレクトに書くのか、感染症と短くするのか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に合わせるのか検討する必要があります。いずれにしても、新たに条文に加えることになりますと、本委員会でもう少しご議論いただいて、正式にご提言でいただければと考えております。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 いかがでございますでしょうか。本日この委員会の中で決定するのでしょうか。</p>
事務局	<p>最終的に提言案をご議論していただく場面がございますので、そこでの議論を踏まえて、最終的にご提言をいただければと考えております。以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。 今委員からご提案がありました「感染症等」という文言を入れて今の状況を明確にしてはどうかというご意見いかがでしょうか。 何かご意見がありましたら。 この感染症以外で、何か出る可能性がありますか。先ほど気候変動というお話がありましたが、そこに係ることでリスクと言うか何か危機みたいなものが起こる可能性がありますかね。</p>
委員	<p>他の事例はよく分からないのですが、現状の「等」で読むことはできると思いますが、現下の状況を勘案して「感染症」という文言を入れることも、方向性としては有りだと思えます。 1年くらいで終わると思っていた状況がどうも長引きそうで、今のコロナとの戦いが今後の感染症対策の先例になりうるという状況を踏まえれば、感染症を頭出しするというのはありうる選択だと思えます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。 他にご意見いかがでしょうか。 確認なのですが、これらの意見が出ましたので、最終的に条文を変更するというのであれば確認が必要かと思えますが、その時の決め方はどうすればよいのでしょうか。この委員会の中での総意として決める方法は、どういう方法で決めればよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>検討委員会の設置要綱の中に、過半数を持って決するという文言がございます</p>

	<p>すので、この出席されている方の過半数の賛成があれば、ご提言いただく形になっております。</p>
委員長	<p>最終的に提案書が出来た段階でよろしいですか。それとも今行う方がよろしいですか。</p>
事務局	<p>第4回委員会で、最終の提言を皆さんにご議論いただきますので、その中で決していただければよろしいかと思えます。</p>
委員長	<p>承知致しました。ありがとうございます。 それでは、今の段階で、これは入れる必要はないというご意見がある方は、いらっしゃいますか。 「感染症等」という言葉が必要ないということではいかがでしょうかね。 皆さん今のところ「入れてもいいよ」という方向でよろしいですかね。 はい、ありがとうございます。</p>
寺尾	<p>寺尾委員さんいかがですか。市民目線でこの言葉を入れることによって、何か市民の気持ちとしてですね、何かあるかどうかとか。</p>
委員	<p>今年を代表する事例なので、令和3年度の条例ということなので是非入れる方がいいんじゃないかなと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 では今日の一端の結論といたしましては、やはりこの状況を踏まえて第20条のところに、「常に災害等」ではなくて、「災害及び」あるいは「災害・」感染症等ぐらいでいいですかね。そのような形、あるいはもっとよい文言があればご提言いただければと思うのですが、「災害・感染症等の緊急の事態に備え」と言う感じでよろしいですか、それとも何かもっといいこういう言葉があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>当然ですね、文言に関しては私の方でも、例えば先ほどの長崎委員が言われたとおりに、「災害等」にですね、緊急事態に備えての文言が続いておりますのでその中に包含されるとかですね、包含しにくいとか、市民目線でそういう言葉を使うところを一度整理させていただいてですね、また次回の時に提言としてですね、条例を改正するべきなのか、若しくは提言の中の強い意見としてですね、やっぱり改正していただくところも一旦事務局として整理させていただいてですね、報告させていただければと考えております。 以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>文言の表現については多分に技術的な側面もありますので、是非法務担当の部署があると思いますので、そちらでご検討いただいた上でお返しいただければと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、そういう形で今のご提案を含めた条文の変更を含めてですね、また次回お示しいただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。他にいかかでしょうか。ございましたら。</p> <p>はい、ありがとうございます。それではですね、先ほどから出ていますように本日出た意見等につきまして、事務局において考え方をまとめ、次回の委員会にてご提示していただけますようお願い申したいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次にですね、議事2「その他」につきまして事務局からのご説明お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日議事2「その他」については、特にございません。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それではですね、全体的にご質問・ご意見がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はい、いいですかね。</p> <p>では、協議が無いと思いますので、これでご意見がなさそうですので、以上をもちまして第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>渡邊委員長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆さまにおかれましても、ご多忙のところ大変ありがとうございました。</p> <p>次回につきましては、事前に調整させていただきましたとおり、9月28日火曜日の14時から、本日と同じ全員協議会室にて開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、後日事務局より送付させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。</p>